|は くる 16

在宅勤務(テレワーク) 規程

を作成する際の留意点について説明します。 そこで、今回は、在宅勤務(テレワーク)規程 務(テレワーク)に注目が集まっています。 最近、新型コロナウイルス対応のため在宅勤

村

田

裕 郎

雄 太

田護士

洩リスク)

等について十分な体制 業代リスク)、過重労働等を防ぐ (労災リスク)、情報管理(情報漏 (残 器を利用した勤務)や、 者が契約[指定]している他社所 外の使用者専用施設、または使用 外で情報通信機器を利用した勤 トオフィス勤務以外で、かつ、社 ル勤務(①在宅勤務、 有の共用施設における情報通信機 ②サテライ ③ モバイ

の作成にあたっての留意点 在宅勤務(テレワーク)規程 を整えておくことが肝要です。

(1) 3 目的 (第1条

どのメリットがあります。総務省

上、非常時対応、ブランド向上な

の平成30年「通信利用動向調査」

向上、優秀な人材確保、定着率向

使用者にとっても生産性

ク・ライフ・バランスの実現につ

在宅勤務制度は労働者のワー

および導入状況

在宅勤務制度のメリット

るためには、労働時間の把握

明記しています。 はなく)就業規則に基づくことを 在宅勤務規程が (独立の規程で

(2) 定義(第2条)

おり、

平成30年9月末の導入率

19・1%とされています。

規程の

重要性

によると、

導入率は年々高まって

勤務 たとえば、 ますが、これ以外の定義として、 ①在宅勤務の定義を記載してい (使用者所有の所属事業場以 ②サテライトオフィス

を加える規定例もあります。

在宅勤務制度の実効性を確保す

用者が決めるべきです。これ以外 め在宅勤務対象者については、使 限定していますが、この年数を含 (3) ズに応じて修正すべきです。 ものとしては、 暫定的に、 専門職などの職種単位で限定 在宅勤務の対象者(第3条) 勤続3年以上の者に 事務職、 営業

> 標達成意欲が求められますので、 にあることを明記すべきです。 許可するか否かの判断権が使用者 がないなかでの自己管理能力や目 また、在宅勤務は上長等の監督

服務規律 (第4条)

(4)

業務専念義務、 の厳守などが考えられます。 での勤務の禁止、③情報管理 別紙については、たとえば、 ②自宅以外の場所 1

がありますので、使用者のニ

ラルハザード、 クに対応するためです。 の目が行き届かないことによるモ ①および②は上長等による監視 ③は情報漏洩リス

休憩時間並びに休日 在宅勤務の場合、 在宅勤務時の労働時間および 労働時間およ (第5条)

掲載(予定)テーマ

インターンシップ規程

勤務間インターバル規程 時間単位年休に関する労使協定 在宅勤務(テレワーク)規程

事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定

6月号 ボランティア休暇規程

ヨーク州弁護士。 第一東京弁護士会 多湖・岩田・田村法律事務所アソシエイト。 (元) 労働法制委員会委員。

在宅勤務(テレワーク)規程

(目的)

第1条 この規程は、○○株式会社(以下「会社」という)の就業規 則第〇条に基づき、従業員が在宅で勤務する場合の必要な事項につ いて定めたものである。

(在宅勤務の定義)

第2条 在宅勤務とは、従業員の自宅、その他、自宅に準じる場所 (会社指定の場所に限る) において、情報通信機器を利用した勤務 をいう。

(在宅勤務の対象者)

- 第3条 在宅勤務の対象者は、就業規則第○条に規定する従業員であ って次の各号の条件をすべて満たした者とする。なお、条件への該 当性判断については、会社の裁量による。
 - (1) 在宅勤務を希望する者で、勤続3年以上の者
 - (2) 在宅勤務の必要性があり、かつ、在宅勤務を行なううえで問題 がないと認められる者
- 2 在宅勤務を希望する者は、○週間前までに所属長から許可を受け なければならない。
- 3 会社は、業務上その他の事由により、前項の在宅勤務の許可を取 り消すことがある。
- 4 第2項により在宅勤務の許可を受けた者が在宅勤務を行なう場合 は、前日までに所属長へ利用を届け出なければならない。

(在宅勤務時の服務規律)

第4条 在宅勤務者は別紙○を遵守しなければならない。

(在宅勤務時の労働時間および休憩時間並びに休日)

- 第5条 在宅勤務時の労働時間および休憩時間については、就業規則 第○条の定めるところによる。ただし、在宅勤務者は、会社の承認 を受けて始業時刻、終業時刻および休憩時間の変更をすることがで きる。
- 2 在宅勤務者の休日については、就業規則第○条の定めるところに よる。

(報告)

- 第6条 在宅勤務者は就業規則第○条の規定にかかわらず、業務の開 始および終了について、電話、電子メールまたは勤怠管理ツールの 方法により報告しなければならない。
- 2 在宅勤務者は、定期的または必要に応じて、電話または電子メー ル等で所属長に対し、業務報告をしなければならない。

(在宅勤務時の連絡体制)

第7条 在宅勤務時における連絡体制は別紙○のとおりとする。

(情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等)

第8条 在宅勤務者が業務に必要とするパソコン、プリンタ等の情報 通信機器、ソフトウェアおよびこれらに類する物については、別紙 ○のとおりとする。 以上

ク回避の観点から、 的に離れた場所での勤 在宅勤務の場合、 務時の連絡体制 業務報告、 残業代リスクおよび労災リス 連絡体制を明記す (第7条) 労働時間 会社から物 務となるた 0) 理

本規定のようにル および在宅勤 (7)生時、 べきです。 ラブル発生時、 絡方法や連絡対象者などを明記す 等の貸与等 連絡体制に関 情報通信機器・ソフトウェア ③緊急事態発生時 (第8条 ② 通 信ト ①業務 などの連 ラブル発

(6)

報告

(第6条)

がちなため、

休憩時

間

の区

台別が

不明

確になり

きです。

しては、

、を明記しておくべきです。

(8)

を1か月に限定し、 たとえば、 ①在宅勤務期間 必要に応じ 0

など)

が考えられます。

クを軽減する観点から、

アパ

、ソコ

限

在

宅勤務の場合、

情報漏洩リス

するか、 者が許 です。 ンストール禁止などを明記 に 務者の つき、 ソフト 可しないソフトウェ (分)ウイル ①使用者、 いずれかの所有物を利用 ゥ Ī ア、 、ス対策、 または プリン) 使用 記すべき アのイ ②在 タなど

処理、 賃金処理、 いった条項案、 料、 関する条項案 自宅での 情報通信機器の通 定期券などの通勤 水道光熱費の 記信費

務期 の場所での勤務を命令できる」と 務上必要がある場合、 て更新できる条項案、 間 であるか否かを問 ③賃金および実費 (中抜けの場合の 使用者指定 2 言わず、 「在宅勤 実費 費の へや使

本規程以外の条項案 H

ゆういちろう 村法律事務所パ 弁護士、

71

ユ